

5 職員の服務の状況

(1) 職務専念義務免除の状況

平成 17 年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

免除の事由	承認件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
研修を受ける場合	1 件	217 件	10 件
教育、研究等のため他の事務に従事する場合	51 件	1 件	1 件
職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	19 件	10 件	1 件
当該地方公共団体の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる会社その他の団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合	235 件	1 件	3 件
職員が公務に支障のない範囲内において、市町村の消防団員となって火災等の災害出動、演習、訓練、特別警戒等の消防団活動を行う場合	13 件	1 件	1 件
職員が公務に支障のない範囲内において、国民体育大会等に選手又は監督等として参加する場合	3 件	58 件	1 件
教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合	29 件	1 件	1 件
合 計	538 件	286 件	14 件

注 1 県職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がありますが（地方公務員法第 35 条）、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

(2) 営利企業等従事許可、兼職及び他の事業等の従事許可の状況

平成 17 年度の営利企業等従事許可の状況は、次の表のとおりです。

許可の基準	許可件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
次のいずれにも該当しないと認める場合			
①その職員の職と当該営利企業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがある場合	73 件	32 件	1 件
②職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合			
③その他公務員として適当でないと認められる場合			
教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合		1,683 件	

注 1 県職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない（地方公務員法第 38 条）とされており、上の表の基準を満たしている場合に、例外的に許可を受けることができます。

注 2 教員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができます。（教育公務員特例法第 17 条）

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況

平成 17 年度の職員の研修の状況については、次の表のとおりです。

①知事部局等

研 修 名	延べ開講日数	修了者数
指名研修	32 日	1,080 人
必須研修	28 日	526 人
新任所属長研修	2 日	42 人
新任所属長代理研修	3 日	41 人
新任係長研修	5 日	97 人
吏員 3 年目研修	5 日	79 人
新任職員研修	13 日	267 人
繰返し研修	4 日	554 人
ステップ 1 研修（28 歳）	1 日	93 人
ステップ 2 研修（34 歳）	1 日	159 人
ステップ 3 研修（40 歳）	1 日	168 人
ステップ 4 研修（46 歳）	1 日	134 人
選択研修	238 日	4,806 人
必修選択研修	113 日	2,109 人
課長クラス向け研修	6 日	71 人
課長補佐クラス研修	11 日	197 人
係長クラス研修	16 日	302 人
主任クラス向け研修	31 日	564 人
主事・技師クラス向け研修	49 日	975 人
自由選択研修	125 日	2,697 人
管理者（合同）研修	5 日	596 人
情報リテラシー研修	81 日	1,913 人
語学研修	24 日	19 人
その他	15 日	169 人
合 計	270 日	5,886 人

注 1 上記研修の修了者には、教育委員会及び警察本部の事務職員を含んでいます。

②教育委員会

研 修 名				開講日数	受講者数
1	基	初任者研修会	小・中・高・特	25日	180人
			幼	9日	44人
2	基	新規採用教職員研修会	養教	15日	10人
3	基	6年次教職員研修会		5日	125人
4	基	11年次教職員研修会	幼・小・中・高・特	15日	113人
5	基	県立学校等教務主任研修会		1日	73人
6	基	新任教務主任研修会(小中)		3日	54人
7	基	新任教務主任研修会(県立)		3日	14人
8	基	生徒指導主事研修会	小・中	1日	300人
9	基	保健主事研修会	高・特	1日	73人
10	基	新任保健主事研修会		1日	359人
11	基	学校給食主任研修会		1日	83人
12	基	小・中学校校長研修会		1日	287人
13	基	小・中学校初任校長研修会		1日	
14	基	県立学校校長研修会		1日	
15	基	県立学校初任校長研修会		1日	
16	基	校長・教頭倫理指導研修会		1日	
17	基	園長等運営管理協議会		1日	
18	基	小・中学校教頭研修会		1日	
19	基	小・中学校初任教頭研修会		1日	
20	基	小・中・県立学校初任教頭研修会		1日	
21	基	県立学校教頭研修会A		1日	
22	基	県立学校教頭研修会B		1日	
23	基	県立学校教頭研修会		1日	
24	基	県立学校事務(部長)研修会		1日	
25	基	特殊教育新任担当教員研修会		4日	
26	基	特別支援教育研修会		1日	
27	基	特別指導者招聘研修講座		12日	
28	基	養護教諭研修会		1日	
29	基	養護教諭活動研修会		1日	
30	基	学校栄養職員研修会		3日	
31	基	学校事務職員会計事務研修会		1日	
32	基	県立学校校務助手等研修会		1日	
33	基	交通安全講習会		1日	

研 修 名				開講日数	受講者数
30	理	理科教育講座		7日	152人
31	技	高等学校実験実技研修会		4日	26人
32	家	中学校技術 家庭科実技研修会		2日	16人
33	福	高等学校家庭科研修会		2日	8人
34	情	教科「福祉」研修会		1日	9人
35	英	教科「情報」研修会		2日	38人
36	語	英語教員集中研修会		6日	116人
37	語	小学校英語活動研修会		2日	31人
38	体	小学校体育実技指導者講習会		1日	140人
39	育	中・高等学校体育実技指導者講習会		1日	97人
40	育	運動部活動指導者研修会		2日	63人
41	育	水泳指導者講習会		1日	70人
42	育	集団登山引率者講習会		2日	76人
43	座	高等学校産業教育実技研修会		8日	31人
44	職	産業教育新技術等講習会		6日	142人
45	教	幼稚園教育課程研究協議会		1日	241人
46	育	小学校教育課程研究協議会		1日	1,485人
47	程	中学校教育課程研究協議会		1日	737人
48	程	高等学校教育課程講習会		1日	644人
49	程	特殊教育教育課程研究協議会		1日	157人
50	相	学校カウンセリング講座		17日	164人
51	生	生徒指導セミナー		6日	546人
52	研	中・高進路指導研修会		4日	229人
53	進	県学校図書館教職員講習会		2日	398人
54	情	教育情報処理研修会		3日	152人
55	報	マルチメディア教材制作研修会		2日	55人
56	教	IT機器を活用した授業の設計研修会		2日	47人
57	育	インターネット運用担当者研修会		1日	32人
58	修	特殊教育講座		7日	95人
59	特	「自立活動」研修会		3日	29人
60	殊	特殊教育諸学校寄宿舎教育研修会		2日	126人
61	教	訪問教育研修会		2日	39人
62	育	LD・ADHD等教育研修会		3日	158人
63	育	特別支援教育コーディネーター養成講座		3日	104人
64	国	外国人児童生徒教育実践講座		3日	12人
65	環	環境教育講座		2日	29人
66	学	小・中学校経営研修会		3日	65人
67	経	県立学校経営研修会		3日	30人
68	保	保育技術協議会		2日	47人

③警察本部

研修機関		課 程 名	延べ開講日数	修了者数
警察大学校	任用科	警察運営科	3 週	3 人
		警部短期課程（49 歳未満）	3 月	1 0 人
		警部長期課程（42 歳未満）	6 月	3 人
		課長補佐（50 歳未満の一般職員）	2 週	4 人
		教官養成科	1 月	8 人
		専科	1 週～2 週	2 8 人
		指定職種任用科	1 週～3 週	6 人
		研究科	3 週	1 人
国際捜査研修所		語学研修科・専科	2 月～1 年	3 人
財務捜査研修センター		財務捜査研修科	2 週	1 人
管区警察学校	任用科	警部（49 歳以上 56 歳未満）	2 週	2 人
		警部補（46 歳未満）	8 週	2 5 人
		巡査部長（41 歳未満）	6 週	3 6 人
		係長（46 歳未満の一般職員）	2 週	3 人
		主任（41 歳未満の一般職員）	2 週	6 人
		専科	1 週～7 週	5 9 人
県警察学校	初任科	新規採用の警察官	10 月又は 6 月	7 4 人
		新規採用の一般職員	2 週	2 人
		初任総合科・初任補修科	3 月又は 2 月	8 9 人
	任用科	警部補（46 歳以上）	10 日	1 7 人
		巡査部長（41 歳以上）	10 日	2 0 人
		部門別（各部門に新規採用警察官）	2 週～4 週	4 7 人
		専科	1 週～2 週	3 0 6 人
科学警察研究所内 法科学研修所		鑑定技術職員専攻科	3 日～3 月	6 人

(2) 勤務成績の評定の状況

職員の勤務成績の評定の状況は、次の表のとおりです。

①知事部局等

ア 評定方法

原則として、当該職員の直属の上司等 2 名が別々に、その職員の勤勉性、責任感、協調性、職場の規律、接遇の態度、職務知識、理解力、判断力、積極性、正確性、仕事の速度等の要素毎に評定を行った上で、

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の 5 段階評定で総合判定を行います。

イ 評定時期

評定は前年の 8 月 1 日から 7 月 31 日までの 1 年間を対象に実施します。

②教育委員会

ア 評定方法

原則として、当該職員の直属の上司等 2 名が別々に、その職員の勤勉性、責任感、協調性、職場の規律、接遇の態度、職務知識、理解力、判断力、積極性、正確性、仕事の速度等の要素毎に評定を行った上で、

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の 5 段階評定で総合判定を行います。

イ 評定時期

評定は前年の 11 月 1 日から 10 月 31 日までの 1 年間を対象に実施します。

③警察本部

ア 評定方法

原則として、当該職員の直属の上司等 2 名が別々に、その職員の勤勉性、責任感、協調性、規律観念、接遇、知識・技能、理解力、判断力、積極性、正確性、迅速性等の要素毎に評定を行った上で、

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の 5 段階評定で総合判定を行います。

イ 評定時期

評定は前年の 12 月 1 日から 11 月 30 日までの 1 年間を対象に実施します。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理等の厚生事業を実施しており、平成 17 年度の状況は次のとおりです。

区 分	主 な 項 目	対 象 者 等	実 施 状 況		
			知事部局等	教育委員会	警察本部
健 康 管 理	健康相談	希望職員	718 名	健康相談室 59校 心の健康相談 4名要綱	432 名
	健康教室	要観察者等	190 名	—	75 名
	定期健康診断	全職員	3,477 名	2,779 名	1,730 名
	人間ドック	指定年齢の職員等	1,517 名	4,493 名	655 名
元 気 回 復	特別健康診断	有害業務従事者等	1,308 名		1,334 名
	カフェテリアプラン	全職員	3,424 名	9,768 名	2,019 名
	保養所等の利用助成	指定の職員	464 名	8,098 名	591 名
	永年勤続者旅行助成	該当職員	272 名	241 名	209 名
そ の 他	祝金等の給付助成 (結婚祝金、出産祝金、 死亡弔慰金 等)	該当職員	1,042 名	4,050 名	423 名
	ライフプランセミナー	指定年齢の職員	282 名	1,715 名	136 名
福利厚生事業に係る決算額			千円 149,686	千円 341,966	千円 49,163
うち職員互助会に対する補助金額			千円 18,813	千円 48,414	千円 27,008

(2) 共済制度の状況

社会保険制度の一環として、相互救済による共済制度を実施しており、平成 17 年度の主な給付の状況は次のとおりです。

なお、制度実施のため必要な財源は、地方公務員等共済組合法の規定に基づき、職員（組合員）の掛金と地方公共団体の負担金によって賄われています。

区 分	主 な 内 容	給 付 の 状 況					
		地方職員共済組合		公立学校共済組合		警察共済組合	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
保 健 給 付	医療の給付	件	千円	件	千円	件	千円
	高額療養費 出産費	106,606	1,156,121	177,180	1,857,970	54,887	580,660
休 業 給 付	傷病手当金 育児休業手当金	625	71,133	1,670	249,313	66	8,532
災 害 給 付	災害見舞金	—	—	2	3,385	—	—
附 加 給 付 等	入院附加金 結婚手当金 一部負担金払戻	1,109	36,811	2,589	83,010	608	23,429
計		108,340	1,264,065	181,441	2,193,678	55,561	612,621

注 1 共済制度を実施するため、県職員、教育委員会職員、警察職員などの区分に応じて共済組合が設けられています。

注 2 給付実績は、組合員とその家族（被扶養者）を含めた金額となっています。

(3) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金が、その損害を補償する制度です。

平成 17 年度の公務災害補償制度の状況は、次の表のとおりです。

種 類	内 容 等	補償の状況（金額単位：千円）					
		知事部局等		教育委員会		警察本部	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
療養補償	公務又は通勤による負傷や疾病の療養（以下、上記療養と記載する。）に必要な費用を支給します。	35	4,423	58	9,719	45	16,064
障害補償	上記療養の治ゆ後、一定の障害が残った場合に年金等を支給します。	4	11,507	3	20,870	—	—
遺族補償	公務又は通勤により死亡した場合に配偶者等に対し年金等を支給します。	6	13,301	9	22,120	10	28,370
福祉事業	上記補償に加えて付加給付として被災職員および遺族の福祉に対して必要な事業及び公務災害防止のために必要な事業を行います。	16	15,665	20	17,357	11	6,220
計		61	44,896	90	70,066	66	50,654

8 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の状況

①採用試験の実施結果

平成 17 年度県職員・警察官採用試験実施状況

	採用予定人員 (a)	申込者数 (b)	申込倍率 (b/a)	第一次試験				第二次試験				最終競争 倍率 (g)	女性合格 者数 (h)	女性合格 者比率 (h/g)	試験日
				受験者数 (c)	受験率 (c/b)	合格者数 (d)	競争倍率 (c/d)	受験者数 (e)	受験率 (e/d)	合格者数 (f)	競争倍率 (e/f)				
総合行政	20	526	26.3 倍	396	75.3%	41	9.7 倍	37	90.2%	20	19.8 倍	9	45.0%		
うち行政コース	17	—	—	—	—	—	—	—	—	17	—	7	41.2%		
うち学校事務コース	3	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	2	66.7%		
警察事務	3	55	18.3 倍	48	87.3%	8	6.0 倍	8	100.0%	4	12.0 倍	2	50.0%	(第一次)	
環境	2	42	21.0 倍	35	83.3%	6	5.8 倍	6	100.0%	3	11.7 倍	0	0.0%		平成 17 年 7 月 26 日
薬剤師	2	15	7.5 倍	13	86.7%	7	1.9 倍	7	100.0%	5	2.6 倍	4	80.0%		
管理栄養士	1	24	24.0 倍	22	91.7%	5	4.4 倍	5	100.0%	1	22.0 倍	1	100.0%		
農 業	1	34	34.0 倍	29	85.3%	5	5.8 倍	5	100.0%	1	29.0 倍	1	100.0%	(第二次)	
林 業	1	21	21.0 倍	17	81.0%	5	3.4 倍	4	80.0%	1	17.0 倍	1	100.0%		平成 17 年 7 月 19 日
水 産	1	17	17.0 倍	12	70.6%	6	2.0 倍	6	100.0%	1	12.0 倍	0	0.0%		平成 17 年 7 月 29 日
総合土木	4	55	13.8 倍	44	80.0%	9	4.9 倍	7	77.8%	4	11.0 倍	1	25.0%		
電 気	1	29	29.0 倍	21	72.4%	5	4.2 倍	4	80.0%	1	21.0 倍	0	0.0%		
計	36	818	22.7 倍	637	77.9%	97	6.6 倍	89	91.8%	41	15.5 倍	19	46.3%		
一般事務	1	29	29.0 倍	25	86.2%	5	5.0 倍	4	80.0%	1	25.0 倍	1	100.0%	(第一次)	
臨床検査技師	1	28	28.0 倍	26	92.9%	7	3.7 倍	5	71.4%	3	8.3 倍	3	100.0%		
司 書	1	46	46.0 倍	40	87.0%	5	8.0 倍	5	100.0%	1	40.0 倍	1	100.0%		
学校栄養職員	1	41	41.0 倍	37	90.2%	5	7.4 倍	4	80.0%	2	18.5 倍	2	100.0%		平成 17 年 9 月 25 日
計	4	144	36.0 倍	128	88.9%	22	5.8 倍	18	81.8%	7	18.3 倍	7	100.0%	(第二次)	
一般事務	1	18	18.0 倍	16	88.9%	6	2.7 倍	5	83.3%	1	16.0 倍	1	100.0%		
学校事務	1	23	23.0 倍	20	87.0%	5	4.0 倍	5	100.0%	2	10.0 倍	1	50.0%		平成 17 年 10 月 19 日
警察事務	1	32	32.0 倍	28	87.5%	6	4.7 倍	5	83.3%	1	28.0 倍	1	100.0%		平成 17 年 11 月 1 日
計	3	73	24.3 倍	64	87.7%	17	3.8 倍	15	88.2%	4	16.0 倍	3	75.0%		
職 員 総 計	43	1,035	24.1 倍	829	80.1%	136	6.1 倍	122	89.7%	52	15.9 倍	29	55.8%		
警察官 A	46	378	8.2 倍	294	77.8%	131	2.2 倍	96	73.3%	47	6.3 倍	—	—	(第一次)	
警察官 A (武道(剣道))	1	4	4.0 倍	3	75.0%	0	—	—	—	—	—	—	—		平成 17 年 7 月 10 日
警察官 A (武道(柔道))	1	1	1.0 倍	1	100.0%	1	1.0 倍	1	100.0%	1	1.0 倍	—	—	(第二次)	
女性警察官 A	8	106	13.3 倍	79	74.5%	26	3.0 倍	19	73.1%	8	9.9 倍	—	—		平成 17 年 8 月 5 日 22 日～24 日
警察官 B	16	133	8.3 倍	112	84.2%	47	2.4 倍	37	78.7%	16	7.0 倍	—	—	(第一次)	
女性警察官 B	4	54	13.5 倍	47	87.0%	16	2.9 倍	11	68.8%	6	7.8 倍	—	—		平成 17 年 9 月 18 日 第二次試験は 9 月 19 日 11 月 7 日、8 日
警察官 A	20	141	7.1 倍	117	83.0%	46	2.5 倍	38	82.6%	20	5.9 倍	—	—	(第一次)	
警察官 A (武道(剣道))	1	2	2.0 倍	2	100.0%	0	—	—	—	—	—	—	—		平成 18 年 1 月 29 日
女性警察官 A	6	41	6.8 倍	32	78.0%	13	2.5 倍	10	76.9%	6	5.3 倍	—	—	(第一次)	
警察官 B	18	86	4.8 倍	76	88.4%	43	1.8 倍	35	81.4%	18	4.2 倍	—	—		平成 18 年 2 月 16 日
女性警察官 B	6	34	5.7 倍	30	88.2%	18	1.7 倍	14	77.8%	6	5.0 倍	—	—		3 月 7 日～9 日
計	127	980	7.7 倍	793	80.9%	341	2.3 倍	261	76.5%	128	6.2 倍	—	—		

※1 「行政コース」「学校事務コース」の申込者数及び第一次試験受験者数はそれぞれのコースを第一志望とした者の数(いずれも第二志望のない者を含む。)

※2 「警察官 A」「警察官 B」は富山県を第一志望とした者の数

② 受験資格（平成 17 年度実施分）

<上級> (1) 次のいずれかに該当する者

ア 昭和 50 年 4 月 2 日から昭和 59 年 4 月 1 日までに生まれた者

イ 昭和 59 年 4 月 2 日以降に生まれた者で次に掲げる者

(ア) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成 18 年 3 月までに卒業見込みの者

(イ) 富山県人事委員会が（ア）に掲げる者と同等の資格があると認める者

(2) 次の試験区分については、それぞれの資格・免許を必要とします。

試験区分	資 格 免 許
薬 剤 師	薬剤師免許を有する者又は平成 18 年実施の薬剤師国家試験に合格し、薬剤師免許を取得する見込みの者
管理栄養士	管理栄養士資格を有する者又は平成 18 年実施の管理栄養士国家試験に合格し、管理栄養士資格を取得する見込みの者

<中級・初級>

試験区分	受 験 資 格
中 級	次のいずれかに該当する者 (1) 昭和 59 年 4 月 2 日から昭和 61 年 4 月 1 日までに生まれた者 (2) 昭和 50 年 4 月 2 日以降に生まれた者で次に掲げる者 ア 短期大学若しくは高等専門学校を平成 17 年 3 月以降に卒業した者又は平成 18 年 3 月までに卒業見込みの者 イ 富山県人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者
	昭和 51 年 4 月 2 日から昭和 60 年 4 月 1 日までに生まれた者で臨床検査技師国家試験に合格している者又は平成 18 年実施の当該試験に合格し、臨床検査技師免許を取得する見込みの者
	昭和 52 年 4 月 2 日から昭和 61 年 4 月 1 日までに生まれた者で司書の資格を有する者又は平成 18 年 3 月までに当該資格を取得する見込みの者
	昭和 52 年 4 月 2 日から昭和 61 年 4 月 1 日までに生まれた者で栄養士の免許を有する者又は平成 18 年 3 月までに当該免許を取得する見込みの者
初 級	一般事務 昭和 61 年 4 月 2 日から昭和 63 年 4 月 1 日までに生まれた者
	学校事務 昭和 59 年 4 月 2 日から昭和 63 年 4 月 1 日までに生まれた者
	警察事務

<警察官>

試験区分	受 験 資 格
警 察 官 A 警察官 A（武道）	昭和 50 年 4 月 2 日以降に生まれた男子で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成 18 年 3 月までに卒業見込みの者
警 察 官 B	昭和 50 年 4 月 2 日から昭和 63 年 4 月 1 日までに生まれた男子。 ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成 18 年 3 月までに卒業見込みの者を除く。
女 性 警 察 官 A	昭和 50 年 4 月 2 日以降に生まれた女子で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成 18 年 3 月までに卒業見込みの者
女 性 警 察 官 B	昭和 50 年 4 月 2 日から昭和 63 年 4 月 1 日までに生まれた女子。 ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成 18 年 3 月までに卒業見込みの者を除く。

③ 平成 17 年度採用試験実施日程

試 験 名	公 告 日	受験申込受付期間	第一次 試験日	第一次試験 合格発表日	最終合格 発表日
上 級	17. 5. 13	17. 5. 18 ～ 17. 6. 7 ※17. 5. 18 ～ 17. 6. 3	17. 6. 26	17. 7. 5	17. 8. 12
中 級	17. 5. 13	17. 8. 12 ～ 17. 8. 31 ※17. 8. 12 ～ 17. 8. 29	17. 9. 25	17. 10. 6	17. 11. 16
初 級	17. 5. 13	17. 8. 12 ～ 17. 8. 31 ※17. 8. 12 ～ 17. 8. 29	17. 9. 25	17. 10. 6	17. 11. 16
警 察 官 A	17. 5. 13	17. 5. 18 ～ 17. 6. 14 ※17. 5. 18 ～ 17. 6. 10	17. 7. 10	17. 7. 22	17. 9. 2
警 察 官 B	17. 5. 13	17. 8. 12 ～ 17. 8. 31 ※17. 8. 12 ～ 17. 8. 29	17. 9. 18	17. 10. 6	17. 11. 16
女性警察官 A	17. 5. 13	17. 5. 18 ～ 17. 6. 14 ※17. 5. 18 ～ 17. 6. 10	17. 7. 10	17. 7. 22	17. 9. 2
女性警察官 B	17. 5. 13	17. 8. 12 ～ 17. 8. 31 ※17. 8. 12 ～ 17. 8. 29	17. 9. 18	17. 10. 6	17. 11. 16
警察官特別募集	17. 12. 26	18. 1. 6 ～ 18. 1. 16	18. 1. 29	18. 2. 9	18. 3. 24

※インターネットで申込む場合の受付期間

(2) 選考の状況

①採用選考の実施結果（平成 17 年度実施分。大学教員及び教員を除く。）

職種・職層	部局	知事部局	企業局	警察本部	教育委員会			議会 委員会	合計
					事務局	県立学校	市町村立学校		
一般職員	部長	1			1				2
	次長	1			2				3
	室長				1				1
	課長	3			8				11
	課長補佐				4				4
	小計	5		1	16				22
事務系	係長			1					1
	一般吏員								
	小計	5		1	16				22
一般職員	部長								
	次長								
	室長	1							1
	課長	4		1					5
	課長補佐	1							1
	小計	6		1					7
技術系	係長								
	一般吏員								
	小計	6		1					7
警察官	警視			2					2
	警部			5					5
	警部補			8					8
	巡査部長								
	巡査長								
	巡査			2					2
	小計			17					17
計		11		19	16				46

注 1 上の表は、人事委員会が実施した分であり、各任命権者が実施したものは含んでいません。

② 昇任選考の実施結果（平成 17 年度）

職員区分	部局 昇任後の職層等		知事部局	企業局	警察本部	教育委員会			議会 委員会	合計	
						事務局	県立学校	市町村立学校			
一般職員	事務	部長	6						2	8	
		次長	10	1		2				13	
		室長	10			3			1	14	
		課長	27		1	7	1			36	
		課長補佐	37	1	5	6	8	10		67	
		係長	170	1	33	11	12	35	4	266	
		(小計)	260	3	39	29	21	45	7	404	
	技術	部長	1							1	
		次長	7							7	
		室長	18							18	
		課長	34	2	1			1		38	
		課長補佐	81							81	
		係長	319	10	1			9		339	
		(小計)	460	12	2			10		484	
	合計		720	15	41	29	21	55	7	888	
警察官	警視	部長			5					5	
		参事官			6					6	
		課長			8					8	
		(小計)			19					19	
	警部	次席			13					13	
		主任技能指導官			1					1	
		技能指導官			13					13	
		主任実務指導官			15					15	
	警部補	(小計)			29					29	
		通査部長	実務指導官			27					27
		巡査長				62					62
合計				150					150		

9 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

平成 17 年 10 月 13 日、地方公務員法第 8 条及び第 26 条の規定に基づき、県議会議長及び知事に対して次のような報告及び勧告を行いました。

なお、報告及び勧告の全文は、人事委員会のホームページに掲載してあります。

《HP アドレス http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/03/index.html》

【給与等に関する報告・勧告の骨子】

(1) 本年の給与改定

①民間給与との比較 公民較差 △0.34%

②給与の改定 △0.34% △1,305 円

(給料△1,160 円、扶養手当△116 円、はね返し分△29 円)

＜改定の内容＞

ア 給料表 人事院勧告による俸給表に準じて改定

イ 手当 (7) 扶養手当

配偶者に係る支給月額を 500 円引下げ (13,500 円→13,000 円)

(i) 期末・勤勉手当

支給月数を 0.05 月分引上げ (年間支給月数 4.40 月分→4.45 月分)

《一般の職員の場合の支給月数》

	6 月期	12 月期
本年度 期末手当	1.4 月 (支給済み)	1.6 月 (改定なし)
勤勉手当	0.7 月 (支給済み)	0.75 月 (現行 0.7 月)
18 年度 期末手当	1.4 月	1.6 月
勤勉手当	0.725 月	0.725 月

ウ 実施時期 関係条例の公布日の属する月の翌月の初日

エ その他 本年 4 月からこの改定の実施の前日までの期間に係る公民較差相当分を解消するため、所要の調整を行う。

(2) 約 50 年ぶりとなる給与構造の抜本的な見直し (平成 18 年 4 月から)

①給料表の見直し

ア 行政職給料表の見直し

・給料表の水準の引下げ (平均 4.8%)

・若年層の引下げを行わず、中高年齢層を 7% 引下げることにより給与カーブをフラット化

・現行 1 級・2 級及び 4 級・5 級の統合

・きめ細かい勤務実績の反映を行うため現行の号給を 4 分割

・現行の最高号給に 3 号給に相当する範囲内で号給の増設

イ 行政職給料表以外の給料表の見直し

行政職給料表との均衡を基本とし、職務の級及び号給構成、給料表水準などの見直し

②地域手当の新設

現行の調整手当に替えて、物価等を踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に対し、地域手当を支給

・支給地域は、特別区、大阪市、名古屋市及び富山市

・支給区分は、3～18%の 6 区分。手当額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に支給割合を乗じて得た額

③勤務実績の給与への反映

ア 特別昇給と普通昇給を統合し、昇給の区分を 5 段階 (A～E) 設けることにより、職員の勤務実績が適切に反映される昇給制度を導入

・年 4 回の昇給時期を年 1 回に統一

・55 歳昇給停止措置に替えて、55 歳以上の昇給については昇給幅を通常の半分程度に抑制

イ 勤務実績の給与への反映については、勤務実績がより適切に反映されることが必要

④実施時期等

ア 給料表等

新給料表は、平成 18 年 4 月 1 日から施行。同日にすべての職員の給料月額を新給料表に切替え。経過措置として、新旧給料月額の差額を支給

イ 地域手当

平成 18 年度から段階的に実施

ウ 給与への勤務実績反映

新昇給制度は、平成 18 年 4 月 1 日から実施。勤勉手当への勤務実績の反映は、平成 18 年度から順次実施

(3) 公務の運営

①新しい時代の行政運営と職員の意識・行動改革

本県においては、現在、急速な社会経済情勢や富山県を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、元気とやまの実現に向け、「活力」、「未来」、「安心」を重点政策とする新たな総合計画の策定に取り組んでいる。また、さらなる行政改革を強力に推進するため、「富山県行政改革推進会議」において精力的な検討が続けられており、同会議の緊急提言もふまえながら、実効性のある行政改革をスピード感をもって着実に進めることとしている。

各種の改革を進めるにあたっては、職員全員が危機感を共有するとともに、県民の負担により給与を得ているということを改めて肝に銘じ、職員自らが、意識や行動自体を大きく改革し、民間の経営感覚を取り入れた柔軟な発想で、スピード感をもって、公の施設や外郭団体の見直しをはじめ、県の行政組織のスリム化、徹底した事業の見直しなどに抜本的に取り組み、県民の満足度の高い行政サービスを展開していくことが重要である。

②能力・実績に基づく人事管理

各任命権者においては、新たな人事評価制度の確立と能力や業績が給与と処遇により適切に反映される組織・人事管理の推進など、新たな人事制度の構築に向けて積極的に取り組んでおり、去る 9 月からは、全庁的に業績評価制度の試行が実施されているところである。

当報告においても、給与構造の抜本的見直しによる勤務実績の給与への反映について、言及したところである。

新たな人事評価制度の構築にあたっては、客観的で透明性が高く、実効性のあるものとしていく必要がある。

③人事委員会における苦情相談体制の充実

本委員会においては、本年 4 月から「職員からの苦情相談に関する規則」を施行し、勤務条件に関する職員からの苦情相談について適切に対処するため、体制を整備したところである。本委員会としては、新人事評価制度の導入を見据えながら、今後とも、事案の適切な処理のための仕組みづくりなど苦情相談体制の充実に向け、検討を進めていく。

④職員の能力の発揮と人材の確保育成

ア 職員が意欲的に挑戦できる環境づくりと人材の確保

(7)職員が果敢にチャレンジできる環境づくり

庁内公募制度について積極的に進めていくとともに、業務の情報化、共通化等の一層の推進により、職員を新しい分野等に振り向け、十分にその能力を発揮できるようにしていく必要がある。

(4)能力育成につながる業績評価制度の構築

職員の能力・業績を的確、公正に評価し、この評価が本人の納得のもとで能力開発意欲に結びつくよう、業績評価制度の本格導入にあたっては、評価結果などの透明性、納得性をより高めることが重要である。

また、業績評価制度を適切に運用していくためには、職員の理解と納得を高めていくとともに、評価者である管理監督者の評価能力等の向上のための研修が十分実施されていく必要がある。

(9)質の高い行政を担う人材の確保

優秀で多様な人材の確保方策について引き続き検討を進めていくとともに、先般制度的な整備が図られた任期付き採用の活用などについても幅広く検討していく必要がある。

イ 職員の自主性と意欲を重視した能力の育成

(7)研修制度の充実

職員が修得した知識やスキルが職場で活かされるためには、管理監督者の行う職場研修との効果的な連携が大切であることから、その研修等において

職場研修の推進者としての役割の徹底を図る必要がある。

(4)自己啓発の支援

本年 4 月から修学部分休業制度が導入され、従来の長期自主研修支援制度と併せ、職員が大学等において公務に関する能力の向上を図ることを支援する制度が充実されたところである。今後は、職員への周知と円滑な運用を図っていく必要がある。

⑤ゆとりある職業生活の実現

ア 総実勤務時間の短縮

管理監督者は、職員と十分な意思疎通を図り、業務の効率的な管理を通じて時間外勤務を最小限に抑制し、総実勤務時間を縮減するよう努めなければならない。また、職員一人ひとりも、「時間外勤務はコスト」という意識を持って、業務にあたる必要がある。

また、学校現場においては、本来の教育活動に十分なエネルギーや時間を充てにくい状況がみられるため、県教育委員会では、去る 8 月に「学校パワーアップ会議」を立ち上げ、学校内組織・業務の見直し、業務の平準化などについて検討を進めている。職務の性格上、総実勤務時間の短縮が他の機関に比べて容易でない面があるものの、更に休暇等が取りやすく、心身がリフレッシュでき、教育活動により専念できるよう、工夫・検討を進める必要がある。

イ 職員の心身の健康づくり

各種健康診断、健康診断後の保健指導等の拡充はもとより、メンタルヘルス対策をさらに充実し、職場の管理監督者が適切な人事・業務管理を行うなど健康管理対策の一層の推進を図っていく必要がある。

また、今後とも、「VDI作業労働衛生管理指針」を適正に運用していくことが重要である。

⑥男女共同参画の推進

ア 政策・方針決定の場への男女共同参画の推進

県民の半数を占める女性の意見を県の政策・方針により反映させていくためには、その決定の場への男女共同参画を推進していく必要がある。

女性職員の育成・登用にあっては、様々な分野での職務経験を付与するとともに、能力向上のための研修等への参加機会を確保するなど、計画的かつ積極的に進める必要がある。

イ 男女共同参画の基盤整備

子育て支援対策として、県においては、特定事業主行動計画を昨年度末策定したところであり、本年 4 月からは、男性職員の育児参加休暇が新設され、対象職員に積極的に利用されている。子育て支援の一層の推進を図るため、育児時間等の制度の周知や積極的な利用を促す意識啓発、さらには職場全体で家庭

生活を支援する良好な雰囲気の醸成に向けた取り組みが必要である。

10 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成 17 年度において、措置要求事案はありません。

11 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成 17 年度の不利益処分に関する不服申立ての状況は、次の表のとおりです。

区分	H17.3.31 現在 未処理件数	H17.4.1～ H18.3.31 の 不服申立て件数	H17.4.1～ H18.3.31 の 処理件数	左の内訳		H18.3.31 現在 未処理件数
				H17.3.31 現在 未処理件数に 係る処理件数	H17.4.1～ H18.3.31 の 不服申立て件数 に係る処理件数	
分 限 処 分	降給	—	—	—	—	—
	降任	—	—	—	—	—
	休職	—	—	—	—	—
	免職	1	—	1	—	—
懲 戒 処 分	戒告	—	—	—	—	—
	減給	—	—	—	—	—
	停職	—	—	—	—	—
	免職	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
計	1	—	1	1	—	—